

令和4年度第2回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日時：令和4年7月14日（木）午後1時から

会場：オンライン会議

文京区総務部総務課

出席者：（委員）内山忠明 二瓶紀子 後藤省二 野本章平 堀正孝 杉原政伸

（事務局）総務部長 吉岡利行

総務部総務課長 久保孝之

総務部総務課情報公開・法務担当主任 坂本秀明

総務部総務課情報公開・法務担当係員 松原可奈子

欠席者：（委員）田中としかね 島川健治 柳瀬貴延

1 開会

○総務課長 それでは、定刻を若干過ぎましたけれども、令和4年度第2回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開会させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

この会議でございますが、会議録を作成するため録画をさせていただいておりますので、ご承知おきください。

また、委員の皆様のマイクは、事務局でミュートの設定にさせていただいております。ご発言される際は、挙手の上、進行者からの指名を受けて、マイクのミュートを解除してからご発言くださいますようお願いいたします。

本日は田中委員、島川委員、柳瀬委員が欠席でございます。後藤委員は、現在連絡を取っているところでございます。

なお、審議会条例第7条第1項に規定する定足数は満たしておりますので、本日の会議は、有効に成立していますことを報告させていただきます。

本日は、諮問事項として、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う本区の個人情報保護制度における対応について、ご審議をお願いするものでございます。

それでは、議事に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。

まず、諮問資料といたしまして、令和4年度諮問第1号の諮問書の写し及び資料第1-1号から資料第1-3号までをお送りしてございます。こちらにつきましては、7月5日に皆様のお手元に届いたことを事務局でも確認してございますので、その点もご報告させていただきます。

あわせて、参考資料としまして、令和4年度第1回審議会において報告資料としてお送りいたしました個人情報保護法と区条例の規定の比較について、最新の検討状況を反映したものを

お送りしてございます。

資料の説明につきましては、お手元の資料の下隅にある通しのページ番号を申し上げてご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内山会長、進行をよろしくお願いいたします。

2 議事

○内山会長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う区の個人情報保護制度における対応について、諮問を受けております。事務局からご説明をいただきます。

○総務課長 かしこまりました。

それでは、まず、諮問書をご覧ください。

前回までの審議会におきまして、既にご報告をさせていただきましたが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、令和5年4月から、改正法が地方公共団体にも直接適用されることとなりました。前回の審議会では、改正法の施行に向けた区における対応の検討状況についてご報告させていただきました。その後、国から提示されましたガイドラインや事務対応ガイドを踏まえ、法施行条例に規定する事項について整理し、新たに法施行条例に規定する事項や現条例と異なる運用を行う事項については、本審議会に諮問し、ご意見を伺う、このようにしたものでございます。

2枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

資料第1-1号でございます。こちらは、審議会へ諮問するに当たっての考え方を整理したものでございます。

まず、改正法の施行に当たり、法施行条例に規定する事項は、一つ目として、法施行条例で定めることが法律上必要な事項、二つ目としまして、法施行条例で定めることが許容されている事項、三つ目としまして、単なる内部手続に関する規律に過ぎない事項その他の個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項、この三つの分類に分けられます。

これらの法施行条例に規定する事項のうち、Aとしまして、新たに法施行条例に規定する事項がある場合、こちらは、現条例の運用を継続するものは除きます。それから、Bとしまして、現条例と異なる運用を行う場合、いずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴くこととして整理したところ、諮問事項として囲みで記載しているとおり、1番目として、保有個人情報の

開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について、2番目として、訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置について、この二つが諮問事項となったものでございます。

これらの諮問事項につきましては、資料第1-2号、それから、資料第1-3号として検討状況を整理した検討用個票を作成しておりますので、個票についてご審議をいただくものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

こちらは、諮問の要否について整理した一覧表でございます。諮問事項の審議に入る前に、各項目について、簡単にご説明させていただきます。

まず、1番目としまして、本人開示請求における手数料についてです。こちらは、法施行条例で定めることが法律上必要な事項となっております。現条例では、手数料は無料とし、写しの交付に係る費用を徴しているところであり、現条例の運用を継続するため、手数料を無料とする旨を法施行条例に規定するものでございます。

なお、今後、手数料を徴することとなった場合は、条例改正が必要となりますので、改めて審議会へ諮問し、ご意見を伺うということを考えております。

次に、2番目でございます。こちらは、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料についてです。改正法では、個人の権利利益の保護及び行政機関等の事務又は事業の適正かつ円滑な運用に支障がない範囲において、行政機関等の保有する個人情報加工して作成する行政機関等匿名加工情報を民間事業者に提供するための提案募集の仕組みが設けられております。

都道府県及び指定都市以外の地方公共団体においては、本制度の実施は、当面の間、任意とされているところ、国や他の地方公共団体において提供事例がほとんどないこと等の理由により、当面の間、提案募集は、行わないことといたしました。

なお、今後、提案募集制度を導入することとなった場合は、提案募集に係る手数料について、法施行条例に規定する必要がありますので、審議会へ諮問することを考えております。

次に、3番目としまして、条例要配慮個人情報の内容についてです。改正法に規定のある要配慮個人情報のほか、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報を条例要配慮個人情報として法施行条例に規定することができるものですけれども、総務部総務課から区の全庁各課に対して条例要配慮個人情報として規定する情報の有無について調査を行ったところ、全ての課から該当なしとの回答があったものでございます。このため、条例要配慮個人情報として規定する

情報はないものと判断いたしました。

したがって、現段階では、法施行条例への規定は行いませんが、今後、事情が変わる等により何らかの情報を条例要配慮個人情報として法施行条例に規定する場合は、審議会へ諮問することを考えております。

次に、4番目としまして、個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項についてです。現条例では、個人情報ファイル簿の作成とともに、個人情報を取り扱う全ての業務を網羅する個人情報業務登録簿を作成することとしておりますが、改正法では、個人情報ファイル簿の作成のみが義務付けられており、個人情報業務登録簿の作成は、義務付けられておりません。この点について、法施行条例に規定することで、現在作成している個人情報業務登録簿の運用を継続することができることから、本区では、個人情報業務登録簿の作成・公表について、法施行条例に規定をいたします。

なお、今後、個人情報業務登録簿を廃止する場合又は別の方法による運用を行うこととする場合は、条例改正を行うこととなるため、審議会へ諮問することを考えております。

次に、5番目としまして、開示請求等の手続についてです。改正法第108条は、開示請求等の手続について、改正法の規定に反しない限り、条例で必要な事項を定めることができる旨を規定しております。このことから、例1から例3までのような事項について、法施行条例に規定することが考えられるものでございます。

まず、例1として、任意代理人による開示請求について、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認する手続を定めることができるものでございます。現条例におきましては、運用で対応しているところであり、過去に手続上の支障が生じた事例はございませんので、本区としては、これまでどおり運用で対応し、当該規定は設けないことといたしました。

次に、例2として、訂正請求や利用停止請求について、改正法では、開示決定を受けてからでないと訂正請求又は利用停止請求ができない開示請求前置の制度を採用しているところ、開示請求前置としない旨の規定を設けることができるというものでございます。現条例においては、開示決定を受けていなくても訂正の請求、削除の請求又は利用中止の請求ができますが、保有個人情報の開示を受けることで制度の安定的な運用を行うことができることから、改正法のとおり開示請求前置による運用を考えてございます。こちらは、現条例と異なる運用を行う場合に該当するものでございますので、審議会の意見を聴くこととした事項でございます。

次に、例3として、開示決定等の期限について、法施行条例に規定することにより、改正法

の規定よりも短い期限とすることができるというものでございます。改正法と現条例の決定期限に差異があるところ、改正法の規定のとおり運用することを考えているため、例2と同様に、現条例と異なる運用を行う場合に該当することから、審議会の意見を聴くこととした事項でございます。

次に、4ページをご覧ください。6番目でございます。こちらは、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問についてです。改正法においては、個別の事案の当否について審議会へ諮問することは、許容されませんが、法令やガイドラインに沿った運用ルールを策定する場合、法令の範囲内で地域の特殊性に応じた独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合、法施行条例の改正をする場合等については、審議会へ諮問し、意見を聴くことができるとされておりますので、そのような運用を行うことを法施行条例に規定するものでございます。

次に、7番目としまして、地方公共団体の内部管理に関わる規定についてです。現条例では、保有個人情報等の適正な管理及び安全確保を図るため、個人情報等の保護管理に係る責任者を置く規定がございますので、当該規定を法施行条例にも設けるものでございます。

続いて、8番目としまして、審議会への報告、区民への閲覧についてです。個人情報保護制度の運用状況を事後的に審議会へ報告することは、改正法においても許容されるところであり、現条例の運用を継続するものとして、目的外利用、提供等を行った場合は、審議会へ報告するとともに、閲覧に供する規定を法施行条例に設けるものでございます。

最後に、9番目としまして、死者の情報の保護及び開示請求の取扱いについてです。死者に関する情報は、改正法においては個人情報に含まれないことから、その取扱いについて、検討事項を整理の上、今回の諮問とは別に審議会へ諮問させていただくことを考えてございます。

諮問事項の整理につきましては、以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

ここまでの事務局から説明について、ご質問等があれば伺います。

よろしいでしょうか。

それでは、早速、諮問事項の審議に入らせていただきます。

まずは、諮問事項の検討用個票1について、事務局から説明をいただきます。

○総務課長 はい、かしこまりました。

それでは、資料は5ページをご覧ください。

諮問事項の1つ目は、「保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限

について」でございます。

まず、「1 関連規定」については、記載のとおりでございます。

次に、「2 検討事項」についてです。保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について、改正法と現条例の規定に差異があるところ、法施行条例に規定することにより、改正法の規定より短い期間とすることができることから、期限の短縮について検討するものでございます。

次に、「3 現条例の取扱い」についてです。現条例では、開示請求に対する決定期限は、原則即日決定となっております。即日決定できない場合は、14日を限度として決定期限を延長し、延長期限でも決定できない場合は、60日を限度として期限を再延長することができることとしております。

また、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求の決定期限は、原則20日以内となっております。20日以内に決定できない場合は、60日を限度として決定期限を延長することができることとしております。

なお、現条例には、60日を超えて決定期限を延長できる特例延長の規定はございません。

次に、「4 改正法の取扱い」です。改正法では、請求権として開示請求、訂正請求及び利用停止請求の3種類がございます。表現は、現条例と異なっておりますが、内容は、現条例と同様となっております。

開示請求、訂正請求、利用停止請求いずれの場合も、決定期限は、原則30日以内となっております。30日以内に決定できない場合は、当初期限から更に30日を限度として決定期限を延長することができることとなっていることから、最大で、請求のあった日の翌日から60日まで延長できることとなります。また、延長期限でも決定できない場合は、特例延長することができることとなっております。

今回は、当初期限の30日以内について、短縮する必要があるか、また、延長期限の最大60日以内を短縮する必要があるか、検討をお願いするものでございます。

続きまして、おめくりいただいて、6ページをご覧ください。

「5 検討」として、諮問事項に係る状況を整理いたしました。

まず、「(1) 決定期限について」です。改正法では、当初期限の30日以内に決定できない場合は、更に30日以内に限り、その期限を延長することができることとされていますので、仮に当初期限を現条例の延長期限である14日以内に短縮すると、延長期限は、14日に30日を足して最大44日となり、それ以降は、特例延長の取扱いとなります。

次に、「(2) 特例延長できる場合について」です。特例延長できる場合は、保有個人情報に著しく大量であり、期限内に決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合に限られておりまして、開示・不開示の判断に時間を要することのみを理由として特例延長することはできないとされております。

次に、「(3) 特例延長を行う場合の通知について」です。特例延長を行う場合は、請求者に対して、当初期限内に通知する必要があります。

次に、「(4) 事案の移送について」です。請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合など他の行政機関等において開示決定等を行うことに正当な理由があるときは、事案を移送することができることされており、移送に係る協議を含め、移送に要する日数は、決定を行うまでの期間に算入されます。この手続は、現条例にないものであり、他の行政機関等との調整に時間を要することが想定されます。

次に、「(5) 第三者意見の聴取について」です。第三者意見の聴取については、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たり、第三者へ意見書を提出する機会を与えることができます。

また、第三者に関する情報を開示すると第三者の権利利益を侵害するおそれがあるにもかかわらず、人の生命、健康等を保護するため、当該情報を開示しようとするときは、第三者に対して意見書を提出する機会を与えなければならないとされており、いずれの場合についても、意見聴取に要する日数は、決定を行うまでの期間に算入されます。

次に、「(6) 郵送による請求について」です。現運用では、請求の受付は、文京シビックセンター2階の行政情報センターの窓口のみに限定しておりますが、改正法では、窓口受付のほか、郵送による請求についても対応が必須となっております。

続いて、7ページをご覧ください。「(7) 請求のあった日の考え方について」です。現条例では、開示請求書を受理した日に決定する場合を除き、区が開示請求書を受理した日の翌日が決定期限の起算日となりますが、改正法では、開示請求のあった日の翌日が決定期限の起算日となります。

現時点では、オンラインによる請求の導入については検討中でございますけれども、オンラインによる請求を導入することとなった場合を想定すると、オンラインによる開示請求のあった日は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第3項の規定により、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときを請求書が到達した日とみなすことから、一般的には、行政機関等の汎用受付等システムに備えられたファイル

への記録が完了した日が開示請求があった日となります。

仮に、オンラインによる開示請求が業務時間外や閉庁日にあった場合には、その時点において区のシステムに備えられたファイルへの記録が完了したとして、業務時間外の時点や閉庁日が開示請求があった日になります。

次に、「(8) 期間計算の考え方について」です。現条例では、決定期限を計算するに当たり、その期間の末日が休日であるときは、その直前の開庁日が決定期限となりますが、改正法では、民法第140条の規定により、開示請求のあった日の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することとなります。

現条例では、決定期限を前倒しする運用となっておりますが、改正法においては、民法に基づき、後ろ倒しをすることとなります。

最後に、「(9) 現条例の運用状況について」です。別紙1としまして、11ページから14ページまでに過去5年間の自己情報開示請求の実績と再延長となった事例9件を記載してございます。こちらをご参照いただければと思います。

恐れ入ります、もう一度7ページにお戻りください。「6 区の方向性」をご覧ください。

ここからは、総務課において検討した対応の方向性について、ご説明いたします。

まず、「(1) 現条例の運用の継続の可否について」です。改正法は、再延長に関する規定がなく、現条例の運用を継続することはできないことから、当初期限及び延長期限について、検討を行いました。

次に、「(2) 当初期限及び延長期限の検討」です。

まず、当初期限を現条例と同様に即日とすると、「5 検討」の「(7) 請求のあった日の考え方について」でご説明したとおり、業務時間外や閉庁日に請求があった場合、その時点が開示請求のあった日となることから、オンラインによる開示請求に対応することができないこととなります。

また、特例延長を行う場合の通知は、「5 検討」の「(3) 特例延長を行う場合の通知について」でご説明したとおり、当初期限内に請求者になされなければならないとされているところ、当初期限を即日とすると、開示請求があった日に保有個人情報全てを検索し、特例延長の適用の可否を決定しなければなりません。当日中に対応できないおそれがあるものでございます。

以上のことから、当初期限を即日とすることは、困難であると考えております。

次に、当初期限を現条例の延長期限にそろえて、請求のあった日の翌日から14日以内とした場合でございます。この場合の延長期限は、当初期限から更に30日以内であることから、請求のあった日の翌日から最大で44日以内となります。

特例延長は、「5 検討」の「(2) 特例延長できる場合について」でご説明したとおり、保有個人情報が著しく大量であり、開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に限られるものであることから、開示・不開示の判断に時間を要する場合の検討期限が現条例の60日以内から44日以内に短縮されることとなります。

この点について、直近5年間の実績を確認しましたところ、開示決定等に45日以上要した事例が2件ございました。

事例を紹介いたしますので、12ページをお開きいただけますでしょうか。

一つ目の事例として、上から三つ目でございます。国保年金課の事例でございますが、診療報酬明細書、いわゆるレセプトの開示請求に対して、医療機関に開示の可否について照会を行ったことにより、決定に59日要したものでございます。診療内容や病名など本人に告知していない情報を開示した場合、本人の利益を害することとなるため、レセプトの開示請求があった場合は、厚生労働省からの通知に基づき、医療機関に開示の可否について照会する運用としてございます。

次に、14ページをご覧ください。2つ目の事例として、子ども家庭支援センターの事例でございます。子ども家庭支援センターでの相談記録の開示請求に対して、開示・不開示の検討に時間を要したことから、決定に56日を要した事例でございます。本件事例は、親権者である法定代理人からの開示請求であり、本人に開示することが妥当でないと認められるもののほか、子どもと法定代理人の間で利益が相反する内容がないかを精査するため、時間を要したという事例でございます。

これらの事例は、いずれも開示・不開示の判断に時間を要したものでございます。現条例は、平成5年に制定されたものでございまして、当時と比較すると、個人情報を取り扱う業務は増えております。また、取り扱う個人情報の項目も多岐にわたることから、今後も同様の事例が発生することは十分考えられ、当初期限を14日、延長期限を44日とした場合、対応できない事態が発生することが想定できるものと考えております。

以上のことから、延長期限を現条例の再延長期限である60日以内にそろえることにより、最も現条例に近く、かつ、安定的な運用をすることができることから、改正法の規定のとおり、当初期限は、開示請求のあった日の翌日から30日以内、延長期限は、当初期限と合算して開

示請求のあった日の翌日から60日以内として運用したいと考えております。

なお、現条例は、当初期限が即日であること、また、延長期限である14日までに多くの事例が決定できていることを踏まえて、事務処理を遅滞させることがないように、請求があった際は、改正法に定める期限にかかわらず、速やかに対応するよう努める旨を併せて、法施行条例に規定することといたします。

また、訂正決定等の期限及び利用停止決定等の期限についても、延長期限を現条例の延長期限である60日にそろえる必要があることから、開示決定等の期限と同様に、当初期限は、開示請求のあった日の翌日から30日以内、延長期限は、当初期限と合算して開示請求のあった日の翌日から60日以内としまして、改正法の規定のとおり運用したいと考えてございます。

個票1の説明は、以上でございます。

○内山会長 ご苦労さまでした。

ただいま説明いただきました諮問事項の第1番目について、ご質問又はご意見がある方は、ご発言をいただきたいと存じます。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 杉原でございます。ご説明ありがとうございました。

個人的には、改正法のとおり運用するということは、とても賛成でございます。ただ、理由の一つとして、将来的にオンラインによる請求を導入することとなった場合を想定した上で、即日決定は難しいというのが理由の1つとしてありましたので、そのことについて、お尋ねしてもよろしいでしょうか。

○総務課長 はい。

○杉原委員 2点ございます。

1点目は、将来的にオンラインによる請求を導入するということについて、私自身は、オンラインによる請求の導入というのはとても賛成でございますが、後日の検討の見通しがありましたら、その情報について、お知らせしていただきたいです。

2点目は、オンラインによる請求を導入するに当たり、検討材料として審議会へ諮問することとなるのかどうか、あるいは審議会は通過することなく決定するものなのか、ということについて、お教えいただけたらと存じます。

以上です。

○内山会長 事務局からご説明いただけますでしょうか。

○総務課長 まず、1点目の見通しの話でございますけれども、オンラインによる請求を導入

するためにクリアすべき課題がいくつかあると考えてございます。システムの運用上の問題、手続上の問題等がありますので、現時点でどれくらいの期間という見通しが立っている状況ではございません。ただ、いずれにしましても、社会全体の動きとして、そういう方向に向かうだろうということは十分想定できますので、その辺りをしっかり見据えながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

2点目については、事務局から回答させていただいてよろしいでしょうか。

○総務部総務課情報公開・法務担当主任 事務局の坂本からお答えいたします。

今回の諮問事項の整理としましては、法施行条例に規定する事項のうち、運用が変わるもの等について諮問させていただきましたので、その考え方に基きますと、オンラインによる請求を導入するときに、法施行条例に規定する事項がある場合は、審議会にご意見をお伺いすることになると思います。

以上です。

○内山会長 それで2点目についてのご回答ということになりますね。総務課長さんから補足されることありますか。

○総務課長 以上のとおりでございます。

○内山会長 杉原委員。

○杉原委員 よく理解できました。ありがとうございます。

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、堀委員、ご質問ありますでしょうか。

○堀委員 ありがとうございます。堀でございます。それでは、質問させていただきたく存じます。

まず、私の考え方について、結論から言うと、杉原委員と同じように、30日、30日と改正法に合わせることについては、妥当だと思っております。

その中で、一つだけ気になるのは、8ページ中段の後半に書いてありますが、安易に流れないように規定を作って努めることがうたわれているのですけれども、私は、人間の仕事を長く見てきたものですから、人間というのは、やはり、安易な方に流れてしまいます。30日以内ならいいだろう、ということが行われないように、即日のできるものは、オンラインになったら少し難しいことは分かるのですが、なるべく今の運用を踏襲するという規定に是非ともしていただきたいです。

また、1年後ですけれども、開示請求に対する対応状況として、例えば、何日で対応できて

いるというような集計表で結構なのですが、一般的な傾向が分かるようなものを審議会にご提示いたただき上で、来年になってしまうとは思いますが、本当にその規定が妥当かどうか、検討させていただければと思います。

以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

○総務課長 それでは、私からお答えさせていただきます。

まず、決定の期限が安易な方に流れないようにとのこと、堀委員のおっしゃることは、ごもっともでございます。現在の運用においても、延長した場合の取扱いについて、特に規定はしておりませんが、用意ができたのをずるずると引き延ばさないようにという運用は、事務局から投げ掛けをしてございますけれども、今回は、正確な文面はこれからになりますが、そのような運用について規定をしていくことによって、これまで以上にしっかりやるように、ということを示せるものであると考えているところでございます。

それから、運用状況のご報告でございます。こちらにつきましては、事後になってしまいますけれども、情報提供のような形でご報告させていただきたいと考えてございます。これまで様々な運用状況について審議会へご報告申し上げてきましたので、同じようにできると考えてございます。

以上です。

○堀委員 タイトな運用かと思えますけれども、なるべく意識を喚起していただいて、サービスとして遺漏のないようにご検討いただければと思います。

ありがとうございました。

○内山会長 ご意見ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。二瓶副会長、どうぞお願いいたします。

○二瓶副会長 特例延長の取扱いはどのようになりますか。

○内山会長 特例延長も、もちろん可能になるわけでしょうけれども、その手続等も含めてご発言をいただきます。

○総務課長 ご説明申し上げます。

会長からも今お話いただきましたように可能になるものではございますけれども、何でも簡単にできるということではありません。ご説明の途中で申し上げましたとおり、かなり負荷が大きいようなものとして著しく大量という場合に限られますので、簡単に使えるものではないですが、対象にはなるという考え方でございます。

以上です。

○内山会長 そのほか、ご発言はございますでしょうか。

○総務課長 後藤委員に挙手のマークが付いています。

○内山会長 後藤委員、お願いします。

○後藤委員 後藤でございます。ありがとうございます。聞こえておりますでしょうか。

○内山会長 はい、聞こえています。

○後藤委員 ありがとうございます。接続がうまくいかなくて、少々遅れまして申し訳ありません。

諮問事項の1番について、私は、この内容で賛成申し上げたいと思います。今、ほかの委員の方からもご発言がありましたように、今までも適切に運用されていると思われるところであり、特に、国の改正法の取扱いに合わせていくという形になりますけれども、その取扱いについては、妥当であると判断したからでございます。

もう1点は、決定は早ければ早いに越したことはないのですが、住民から見た場合に、例えば、他の自治体ではこうだった、でも、文京区に来ると期限が違っているというような形になることがかえって制度そのものを分かりにくくするという可能性もあると思っています。そういう意味でも、今回、改正法の取扱いに合致する形で検討し、ご報告をいただいているということについて、内容は適切であると思いました。

以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。

私からも質問させていただきます。先ほどの堀委員のご発言で、速やかに対応するよう努めるというような規定を設けるということのようでございますけれども、その実績等について、集計して報告をするということについて、審議会条例になるのでしょうか、審議会にそういうことを報告することを規定するかどうか。そうしなくても、当然審議会に運用実績は報告するということになっているのだということでしょうか。

○総務課長 私どもで現在考えてございますのは、これまで、様々な運用状況を審議会に報告させていただいてございましたが、こちらも特段、審議会へ報告をするという規定をしたものではございませんので、同じような扱いで報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。皆様から何か特別なご意見があれば、またそこは検討させていただきたいとは思いますが、今のところの考え方はそうでございます。

○内山会長 今まで同様、運用実績については審議会に報告をいただいて、また、区民に対し

ても、それを公表するという手続はそのまま実施するということですね。

○総務課長 はい。

○内山会長 諮問された第1番目の事項につきまして、更にご質問、ご発言がある方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようでしたら、諮問に対して答申ということも考えられるわけですが、ご発言の中で、区から諮問されたことについて、不適當であるというようなご意見はなかったように思います。今日は、第1回目の説明をいただいたということでございますし、これからもう1つ、2番目の諮問事項もございますので、更に十分な、慎重な審議した上でということにさせていただきたいと思います。今日のところは、特段不適當であるというようなご意見はなかったということとして整理をさせていただきますが、答申案文までは固めないということで、できれば次回に結論をいただくということにさせていただきたいと思います。そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

〈全員挙手〉

○内山会長 ありがとうございます。

○総務課長 すみません。私から一言よろしいでしょうか。

○内山会長 はい、どうぞ。

○総務課長 ご検討ありがとうございます。次回に向けてですけれども、個票では「7 審議会での主な意見」という形でご案内しているのですが、考え方といたしましては、皆様からいただいたご意見については、体裁は若干整えさせていただきますけれども、事務局で全て記載させていただいて、先ほど会長がおっしゃっていたように、次回に向けてご検討、ご確認をいただくというような形を考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○内山会長 その上で、諮問に対する審議の進め方でございますが、今日は、事務局からご説明をいただいて、各委員からご意見もいただいたところですが、更に慎重に審議を進めるという意味では、次回の期日も定められております。例えば、この場では考えが及ばなかったこと等があった場合、今月中に事務局宛てに各委員から質問事項があれば、それをメールで送っていただいて、事務局は、それも含めて本日の審議の各委員の発言と併せてまとめただけだと思いますが、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

○内山会長 それでは、事務局は、メールがあれば、その分も含めて整理していただくように

お願いいたします。

○総務課長 はい、かしこまりました。ありがとうございます。

○内山会長 続きまして、個票2について、事務局からご説明をいただきます。

○総務課長 それでは、続けてご説明をさせていただきます。

個票2についてです。まず、資料17ページをお開きください。

諮問事項の二つ目でございます。内容は、「訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置について」でございます。

まず、「1 関連規定」については、記載のとおりでございます。

次に、「2 検討事項」です。改正法における保有個人情報の訂正請求及び利用停止請求は、①にありますように、改正法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は②にありますように、改正法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって、他の法令の規定により開示を受けたもののいずれかに該当する場合に限り、訂正請求又は利用停止請求ができるものとして、開示請求前置が採用されておりますが、現条例では、開示請求前置を採用していない状況でございます。この点につきまして、法施行条例に規定することにより、開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求又は利用停止請求の対象とすることができることから、開示請求前置の採否について検討をお願いするものでございます。

次に、「3 現条例の取扱い」と、18ページから19ページまでにかかります「4 改正法の取扱い」についてです。現条例における訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求等の要件は、改正法の訂正請求又は利用停止請求の要件とおおむね同様でございます。

なお、改正法における訂正請求又は利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっておりますが、現条例では、開示請求前置を採用していないため、各請求の期限は、ございません。

次に、「5 検討」についてです。19ページをご覧ください。

まず、「(1) 改正法において開示請求前置を採用している理由について」です。参考情報として、資料22ページに令和3年5月11日の参議院内閣委員会での政府答弁を記載してございますので、こちらもご参照いただければと思います。

19ページで説明を申し上げます。①開示請求がなされた場合に不開示となる情報について、訂正請求や利用停止請求を認めると、結果として当該情報が開示されたのと同じ効果をもたらし得ると考えられること、また、②開示請求を経ずに訂正請求や利用停止請求を行うことを認めると、請求された情報が開示対象となる情報かどうかなど、法定外の手続で判断する必要が

生じ、制度の安定性を損なうことが理由として挙げられてございます。

次に、「(2) 現条例制定時の検討内容について」です。現条例制定時の検討においては、実施機関の保管する自己情報に接する機会は、実施機関からの各種通知と開示請求に基づく場合に限られるものではないことから、訂正の請求ができる場合を開示請求の有無にかかわらず認めることが適当であるとして、開示請求前置を採用しなかったという経緯がございます。

次に、「(3) 改正法において訂正請求又は利用停止請求ができる場合について」です。改正法は、①改正法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は②改正法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものについて、訂正請求又は利用停止請求をすることができることとされております。他の法令により開示を受けたものとあるところの「法令」は、条例及びこれに基づく規則等が含まれるものですが、要綱等の内規は含まれないことから、要綱等に基づき閲覧・交付しているものについては、他の法令により開示を受けたものには該当しないこととなります。

また、処分通知書など区が通知したものについても、法令又は条例に基づかないものについては、他の法令により開示を受けたものには該当しないこととなります。

最後に、資料20ページの「(4) 過去の訂正の請求、削除の請求及び利用の中止の請求の実績について」です。こちらは、参考情報としまして、資料25ページに過去5年間の実績について、件数は4件でございますが、別紙として記載してございます。

20ページにお戻りいただいてよろしいでしょうか。

続きまして、「6 区の方向性」でございます。

まず、「(1) 開示請求前置とした場合のメリット」についてです。事例に基づきご説明させていただきます。

先ほどご覧いただいた25ページの実績でございますけれども、このうちNo.1、2及び4については、開示請求を経て訂正請求がなされたものでございますが、No.3については、開示請求を経ないで削除の請求がなされたものでございます。No.3の事例は、学校から提供された情報を基に子ども家庭支援センターに記録されている情報の削除を求めたものでございますが。現条例上、削除が認められる場合には該当しないため、不承諾処分となりました。請求者は、自己情報の開示を受けていないことから、実施機関において保有する情報を一定程度推測した上で削除の請求を行ったものであると考えられる事例でございます。

このように、開示請求前置でない場合、実施機関とのやり取りや実施機関以外から入手した情報を基に、実施機関で記録されている情報を推測して各請求を行わなければならないことと

なりますけれども、開示請求前置として保有個人情報の開示を受けた場合、実施機関において具体的にどのように記録されているかが請求人にとって明らかになり、削除の対象となる箇所を請求者が認識することができる事例であると考えてございます。

また、他の地方公共団体の例としまして、図書館に設置された防犯カメラに記録された請求者本人に係る自己情報の外部提供の中止請求について、応じられない旨の決定処分を求めた審査請求事例というものがございます。当該事例は、請求日時点で防犯カメラ画像の保管期限が既に経過しており、防犯カメラ画像は、既に存在していない状態で、請求人が被写体として記録されているか否かは検証不能であることから、本件審査請求には理由がないため、棄却されたものでございますが、開示請求により個人情報の開示を受けることで、実施機関において記録されていないことが確認できる事例であると考えられるものでございます。

次に、資料2 1 ページでございます。「(2) 開示請求前置とした場合のデメリットについて」でございます。

こちらは、要綱等に基づき閲覧、交付、通知等したものについては、「5 検討」の「(3) 改正法において訂正請求又は利用停止請求ができる場合について」で説明したとおり、他の法令により開示を受けたものに該当しないこととなるため、閲覧等により保有個人情報を確認してから期間が経過していない場合は、最新の情報であるにもかかわらず、開示請求を求めるととなり、請求者の負担となる場合が考えられます。

これらのメリット、デメリットを踏まえて、「(3) 区の考え方」としましては、改正法において、開示請求前置を採用している趣旨、それから、過去の事例、他の地方公共団体の事例を踏まえると、開示請求により保有個人情報の開示を受け、訂正又は利用の停止を求める方が保有個人情報の具体的な記載内容を把握することで、より正確に訂正請求又は利用停止請求を行うことができ、実施機関における訂正請求又は利用停止請求に対する諾否の判断に資するほか、他の地方公共団体で起きたような紛争を未然に防ぐことができると考えてございます。

したがって、開示請求前置とするこれらの利益が請求者に課する負担としての不利益を上回るものと考え、改正法の規定のとおり、開示請求前置を採用したいと考えてございます。

個票2に関する説明は、以上でございます。

○内山会長 このことについての説明が終わりました。諮問の第2番目について、ご質問、ご意見を頂戴いたします。

○内山会長 それでは、私から質問します。資料2 5 ページの過去5年の請求というところに番号が振ってありますけれども、No.1 の事例は、不承諾ですが、請求者が正当な手段を経ずに

取得した経緯があるためということが書かれてございます。これが今度は諮問のような内容になると、まず、開示請求をしなければいけない。そのときに、資料は開示されないとすると、訂正等、削除等の求めもできなくなる。そういう理解になるので、言ってみれば、正当な手段を経ずに取得したという理由ではなくなるけれども、不承諾ということになるのでしょうか。

○総務課長 私からお答えいたします。

正当ではない手段で入手したということと直接関わるかどうかなのですが、いずれにしましても、これを開示請求した場合には、不開示ということになりますので、その上で、それに対する訂正又は利用の停止は求めることはできないはずですので、どのような手段で入手されたかは分かりませんが、そもそも対象とはならず不承諾という扱いになるものだろうと想定しています。

○内山会長 要するに、訂正や削除の求めができるのは、開示がされた情報に限られ、不開示の情報であれば、たとえそれが誤った情報であっても訂正を求める手段はないということになる。理屈からすればそうなりますよね。一番のデメリットはその部分だと思います。自己の情報で誤った情報が行政機関の中に保存されている。しかし、区民は、それを訂正してもらう手段がないということになってしまう。そこはしようがないということになるのでしょうか。

○総務課長 不承諾とする理由として、そもそも訂正する内容に当たらないという判断が一定なされるものであれば、ご本人の請求にはどうしても対応できないということですので、そこはやむを得ないところです。デメリットの1つといえばおっしゃるとおりかもしれませんが、そこは致し方ないところかと思えます。

○内山会長 法律では、その部分は国民の権利からは除外されているという建前、仕組みになっているということで、それは、この条例の改正うんぬんの問題ではないということになると思います。

○総務課長 会長、恐れ入ります。今の私の説明に、事務局の坂本から補足させていただいてよろしいでしょうか。

○総務部総務課情報公開・法務担当主任 事務局の坂本です。

No.1の事例において請求者が削除を求めた箇所は、区の評価の部分でありまして、本来、開示請求前置であれば開示されない部分が開示されており、区の評価が妥当でない、評価が間違っている、ということで訂正請求がなされたものです。改正法においては、事実でないと思料するとき、客観的な事項が事実でない場合に、訂正や削除の請求ができるものでございまして、評価については、本人に対して開示しない情報として黒塗りにして文書を開示することとなり

ます。そもそも訂正請求の対象箇所ではございませんので、黒塗りで文書を開示しても、黒塗りでなかったとしても、訂正請求の対象にならない情報であると思います。

○内山会長 例えば、ある人を診察した医師の評価について、医師は、この人について、こういう病気で、精神的にこういう病変があるというような評価を区が取得した場合、それは誤りだと、そんなことはないのだと行って訂正する、削除するということは求めようがないということになる。そんな事例が前にもあったので、医師の評価は、特定の個人のものであっても、当該個人に開示するものではないということで、不開示にしたいと思います。自分の誤った評価、自分自身はそれは誤っていると思っても、それを訂正してもらう手段は、基本的にはない。

○総務課長 そうですね。これまでも同じような事例というのはあり得たかと思うのですが、ご本人の納得のいく評価が正しいものであるというご本人のお考えと、評価は評価としてしたものという、かみ合わない事例というのは幾らでもあり得ますので、それを全てお応えするというのは、やはり、限界があるかと思います。

○内山会長 この条例の改正案について、反対、賛成という意見を言っているわけではなくて、事実上そういうことについては、国民側にそのような訂正や削除の権利、機会は元々与えられていない可能性があるということを行ったまでのことなのですから。それはそういうことだと思ってください。問題点を幅広く考慮していただくため、問題提起をただけのことで、何か具体的にどのようにすべきということを提案するものではありません。

そのほか、ご意見がありますか。杉原委員、どうぞ。

○杉原委員 杉原でございます。

意見としては、率直に申し上げまして、開示請求前置主義ということ自体については、個人的には反対ですが、ただ、これは法律でもう決まったことで、国が定めたものであり、こと文京区だけが前提を覆すというのもどうかと思いますので、今回の諮問について反対するものではございません。

その上で、民間の場合には、よくアカウントを乗っ取られたりして、本人が利用停止請求をします。そうすると、本人確認のための個人情報の提出を求められますけれども、そもそも個人情報の内容を書き換えられてしまっていて本人確認ができない、というようなことが起こり得る。

行政の場合、先ほどのオンラインによる開示請求の導入についての問題と関連するかもしれませんが、将来的に行政のデータの開示がオープンになってDXが進んだときに、なりすましによる個人情報の改ざん等の問題が起こり得るかもしれない。そういったときに、本人の権利

を保護するために、明らかに誤った個人情報について、本人が利用停止又は削除を行える何らかの権利を担保する手立てはあるものなのでしょうか。

○内山会長 一般的にそういう権利が全くないとは思いませんけれども、行政において何かそのようなことについて用意はされているかということでお答えいただければと思います。

○総務課長 はい。なりすましについてでございますが、民間企業と比べた場合に、行政の様々な取組、特にDXは若干スピードが遅い、恐らくそのように写っている部分はあるかと思えます。行政としては、本人確認の取扱いを非常に慎重にやらせていただいているという部分も要因の一つとしてはあると思えます。ただ一方で、様々な便利で利益のある活用を今後進めていくという方向性も分かりますし、今回の法改正は、そういう趣旨もあるものでございますので、そこを進めることと、情報をしっかり正しく守っていくことの両立というのは、行政としては慎重に考えながら進めていくことになろうかと思えます。具体的な方策は、その都度の対応にどうしてもならざるを得ないと思えます。回答になっていきますでしょうか。

○内山会長 杉原委員、よろしいでしょうか。

○杉原委員 結構でございます。補足的に申し上げますと、十分な検討をされた上での施行かと思うのですが、オンラインによる開示請求は是非とも進めていただきたい一方で、それに対する本人確認についての手続等に関しては、なるべく本人の権利利益を優先できるような何かしらの手立てをご検討いただけたらと思えます。

以上でございます。

○内山会長 もう一点、私から、このことについての質問です。保有個人情報の開示請求をしてからでないと削除や訂正の請求ができないということですが、そうすると、開示請求をして、先ほどの例で言うと、通常は30日以内に開示がされて、誤っていけば、それについて削除や訂正を求めることができる。二段構えになるという意味では、一つ手続は増えますが、さしたる障害にはならないと思えます。

もう一つは、開示請求に当たっては、費用は、閲覧だけであれば無料ですか。

○総務課長 閲覧であれば、費用はかかりません。

○内山会長 そうですね。だから、最小限ですと。請求をするという手間は掛かりますけれども、費用自体は増えないといえますか、閲覧しに来なければいけないという意味では、若干の手間は掛かるでしょうが、具体的な費用はさほどかかるものではない、増加するものではない、そういう理解でよろしいでしょうか。

○総務課長 基本的には、おっしゃるとおりでよいかと思えます。どうしても手間の部分につ

きましては、先ほどのメリット、デメリットでもお話ししましたように、そこは否めないところでありますけれども、ご容赦くださいということになります。

○内山会長 もう1点、非常に例外的といいますか、悪意をもった利用の仕方、そんなことを私の立場ですと、聞いたりすることがあります。まず、開示請求をして、開示決定を受ける。全部は開示できないので、黒塗りをするというような手間を掛けた上で用意をする。しかし、閲覧には現れずにそのままにしてしまうことがあります。それを段ボール一杯やられたりすると、すごく手間が掛かるのですよね。段ボール3箱か、4箱あった書類を黒塗りして、コピーして、用意しておくが、来ないというようなことがあって。それはともかく、開示を請求して開示できるような状態にすれば、それは閲覧しなくても訂正や削除の要求はできますか。見ていないのだからできないということになるのかどうか。そこまで細かいことまで決めないと思いますけれども、そんなことも少し気になりました。

○総務課長 その点については、最低限、閲覧というところは経ていただくというルールになっておりますので、来庁せず閲覧していない状態だと請求をただけですから、そこに対応することはできないだろうと思っております。大量の請求というのは、これは個人情報に限らず、情報公開でも現に起こり得るし、余り具体的には申し上げませんが、起こっている自治体も一杯あると思います。いずれにしましても、閲覧の手続は経ていただくというのが順当な流れかと思えます。細かい運用は、特別な例が出た場合に検討することがあるかもしれないですけれども、今の段階だと、そこまでしか申し上げられないと思います。

○内山会長 具体的に条例で何か定めるといえることはないわけですし、今の総務課長のご発言のとおりだと思います。

○総務課長 1点補足です。

先ほどのご質問のお答えですけれども、訂正請求は、開示を受けた日から90日以内という決まっていますので、やはり、閲覧をしない方にはご対応できませんというお返事することになると思います。

以上です。

○内山会長 このことについて、更にご質問、ご意見がございませうでしょうか。

それでは、このことについてもお諮りさせていただきたいのですが、本日は、具体的に区の方で考えていることが不適切、不適當というようなご意見はいただかなかったと思いますけれども、このことについても、更に慎重な審議を進めるという意味では、次回に結論をいただくということにさせていただきます。次回までの間に、本日お考えがまとまらなかったようなことも含

めてご質問やご意見があれば、事務局宛てにメールで送っていただき、事務局は、それもまとめていただき、次回審議をさせていただいて、答申の形にまとめたいと思います。そのような手続とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〈異議なし〉

○内山会長 それでは、このことについても、本日は結論を導かずに、次回に向けて更に審議をするということにさせていただきます。

○総務課長 ありがとうございます。

○内山会長 本日の審議は、予定されていたことについて、全てご審議をいただき、継続すべきものは継続して、更にご審議をいただくということにさせていただくことにいたします。

3 その他

○内山会長 最後に、その他として、ご連絡事項等があれば、お願いいたします。

○総務課長 それでは、連絡事項をお伝えさせていただきます。

まず、本日は、ご審議どうもありがとうございました。スケジュールについて、次回の審議会の予定でございます。こちらは、既にメールでご連絡させていただいてございますが、次回の審議会は、9月7日水曜日になります。いつもと時間設定が若干違うのですけれども、18時、午後6時から、本日と同じように、Z o o mによるオンライン開催とさせていただくことを予定してございます。

また、本日いただきました意見につきましては、会長からご指示のあったとおりに取り扱わせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

連絡事項は、以上でございます。

4 閉会

○内山会長 ありがとうございます。

それでは、これをもって審議会は終了させていただきます。各自ご退出をお願いいたします。

○総務課長 ありがとうございました。